

議案第 111 号 令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計の  
決算の認定について

それでは、議案第 111 号令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計の決算の認定について、主要な施策の成果説明書に基づき、主なものを御説明申し上げます。

はじめに、事業勘定の歳入について御説明いたします。

主要な施策の成果説明書の 138 ページをお願いします。

款 1 国民健康保険料、項 1 国民健康保険料は、被保険者に対して賦課した保険料収納分です。なお、収納率は現年分が 95.39%で、滞納繰越分は 19.38%でした。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、期限までに保険料の納付がなかった被保険者への督促状の送付に係る手数料収納分等です。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 国民健康保険制度関係業務事務補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修経費等に対して、国から補助金の交付を受けたものです。目 2 災害臨時特例補助金は、東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除に対する財政支援として補助金の交付

を受けたものです。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 県補助金は、地方単独事業である福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対する補助金の交付を受けたものです。

目 2 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等交付金(普通交付金)は、保険給付に必要な費用を県から交付を受けたものです。

節 2 保険給付費等交付金(特別交付金)は、市町村の財政状況や市町村が実施する事業等に応じて交付されるもので、保険者努力支援制度として、保険者としての努力を行う市町村に対して交付金の交付を受けたものの他、「特定健康診査等負担金分」や「保健事業」、「へき地直営診療所運営費分」等に対して交付を受けたものです。

139 ページをお願いします。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入は、国民健康保険財政調整基金の運用利子収入です。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、一般会計から繰り入れたもので、節 1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援される制度で、県負担分の 4 分の 3 を一般会計で受け入れて、これに

市負担分の4分の1を合わせて繰り入れたものです。

節2 職員給与費等繰入金は、国民健康保険事務従事職員の職員給与費相当額や、一般管理費等を繰り入れたものです。

節3 助産費等繰入金は、出産育児一時金に対するもので、算定方法に応じて繰り入れたものです。

節4 財政安定化支援事業繰入金は、国民健康保険財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため一般会計から繰り入れるものであり、被保険者の応能割保険料の負担能力や高齢者の人数を勘案して算定された額を繰り入れたものです。

節5 保険者支援分保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援される制度で、国負担分の2分の1と、県負担分4分の1を一般会計で受け入れて、これに市負担分4分の1を合わせて繰り入れたものです。

節6 未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児に係る均等割保険料の軽減制度において、その軽減相当額を基準として算定された額を繰り入れるもので、国負担分2分の1と県負担分4分の1を一般会計で受け入れて、これに市負担分4分の1を合わせて繰り入れたものです。

節 7 産前産後保険料繰入金は、国民健康保険制度において出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除相当額を基準に算定された額を繰り入れるもので、国負担分 2 分の 1 と県負担分 4 分の 1 を一般会計で受け入れて、これに市負担分 4 分の 1 を合わせて繰り入れたものです。

節 8 その他一般会計繰入金は、「保険料減免制度による保険料の不足分」の他、「福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対する補填」や「直営診療施設勘定への繰出金」を繰り入れたものです。

項 2 基金繰入金は、令和 6 年度の保険料の上昇を抑制するため、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を受け入れたものです。

款 7 繰越金、項 1 繰越金は、令和 5 年度の決算剰余金です。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 一般被保険者延滞金、節 1 一般被保険者延滞金は、保険料滞納者に対して請求した延滞金収納分です。

項 2 雑入、目 1 一般被保険者第三者納付金は、交通事故等第三者行為の事由で保険給付を行った後に、本来の負担義務者である加害

者や保険会社等から保険給付費相当額を受け入れたものです。

目 3 一般被保険者返納金は、保険給付を受けた後に遡って国民健康保険の資格を喪失した者等から不当利得相当額の返還金を受け入れたものです。

目 6 雑入の主なものは、診療報酬の審査支払機関である滋賀県国民健康保険団体連合会へ概算で支払っていた令和 6 年 2 月診療分の保険給付費の精算返還金です。

以上、歳入合計は 324 億 7 千 799 万円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

140 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、説明欄、1 人件費は国民健康保険業務に従事する職員の人件費です。

説明欄、2 物件費は、保険料納付書等の印刷、郵送経費、システム改修の委託料等です。

目 2 連合会負担金は、診療報酬の審査支払事務の共同処理等を行っている滋賀県国民健康保険団体連合会への負担金です。

項 2 徴収費、目 1 滞納処分費、説明欄、1 人件費は、収納対策業務に従事する会計年度任用職員の人件費です。

説明欄、2 未納者に対する督促・催告等の発送に係る費用は、未

納者に対する督促状、催告書等の郵送経費です。

説明欄、３物件費は、滞納処分等に係る事務経費です。

項３運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員報酬等です。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費は、被保険者の医療費のうち、保険者が負担すべき法定負担分です。

目３一般被保険者療養費は、柔道整復療養費のほか、補装具等の費用に係る給付分です。

目５審査支払手数料は、滋賀県国民健康保険団体連合会へ支払った医療機関からの診療報酬支払請求に対するレセプトの審査支払手数料等です。

項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費は、被保険者が医療機関に支払う一部負担金のうち、法定の自己負担限度額を超えた分について支給したものです。

目３一般被保険者高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた分について支給したものです。

項４諸給付費、目１出産育児一時金、説明欄、１出産育児一時金

は、被保険者の出産により 1 件 50 万円を基本として支給したものです。

目 2 葬祭費は、被保険者の死亡に関して、葬祭の主催者に対し 5 万円を支給したものです。

141 ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金は、滋賀県に納付する納付金で、項 1 医療給付費分は、滋賀県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を、各市町の所得水準や被保険者数に応じて配分された負担分です。

項 2 後期高齢者支援金等分は、国民健康保険被保険者の後期高齢者医療制度への支援金について、各市町の所得水準や被保険者数に応じて配分された負担分です。

項 3 介護納付金分は、介護保険法に基づく、介護保険第 2 号被保険者の負担分である医療保険者の納付金について、各市町の所得水準や被保険者数に応じて配分された負担分です。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 疾病予防費、説明欄、1 人件費は、国民健康保険事業の中で保健事業に従事する会計年度任用職員の人件費です。説明欄、2 被保険者の健康保持と疾病予防対策費は、市が行う各種検診等の受診費用の一部助成、また人間ドッ

クに係る費用の一部助成等、疾病予防や健康増進を図るための諸事業に要した経費です。説明欄、3 医療費適正化対策事業費は、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知に係る経費、またレセプトの二次点検事業に要する経費等です。説明欄、4 特定健診・保健指導事業費は、40 歳以上の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるための特定健康診査、特定保健指導に係る経費です。

款5 基金積立金は、国民健康保険財政調整基金の運用利子を基金に積み立てたものです。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険料還付金は、過年度に遡及した資格異動に伴う賦課更正等による保険料の還付金です。

142 ページをお願いします。

目5 償還金、説明欄、2 返還金（国・県支出金等）は、前年度に滋賀県から概算で交付を受けていた令和6年2月診療分の保険給付費等交付金（普通交付金）の精算に伴う返還金や特定健診・保健指導事業費の確定により受入超過となった保険給付費等交付金（特別交付金）の返還金等です。

項2 繰出金は、直営診療施設勘定への繰出金です。



以上、歳出合計は 322 億 7 千 762 万円です。

歳入歳出差引額 2 億 37 万円は、翌年度へ繰り越しました。

以上で、事業勘定の決算状況の説明とさせていただきます。

続きまして、直営診療施設勘定について、御説明申し上げます。

直営診療施設勘定は、葛川診療所の管理運営に係る勘定です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

144 ページをお願いします。

款 1 診療報酬、項 1 診療報酬、目 1 国保診療報酬は、国民健康保険の被保険者の診療に係る診療報酬です。

目 2 社会保険診療報酬は、被用者保険の被保険者の診療に係る診療報酬です。

目 3 後期高齢者診療報酬は、後期高齢者医療制度の被保険者の診療に係る診療報酬です。

目 4 その他診療報酬は、例年の予防接種等及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用です。

目 5 一部負担金は、患者に窓口でお支払いいただく一部負担金です。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、主治医意見書発行等に係る手数料です。

款 3 繰入金、項 1 繰入金は、国民健康保険事業特別会計事業勘定からの繰入金です。

款 4 繰越金、項 1 繰越金は、令和 5 年度の決算剰余金です。

款 5 諸収入、項 1 雑入は、滋賀県国民健康保険診療施設協議会からの助成金等にかかる収入です。

以上、歳入合計は 1 千 29 万円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

145 ページをお願いします。

款 1 診療施設費、項 1 葛川診療所費、目 1 管理費、説明欄、1 人件費は、診療所に勤務する医師と看護師の人件費です。

説明欄、2 物件費は、施設管理及び検査委託料等です。

目 2 医業費は、治療に必要な医薬材料費や消耗品等です。

以上、歳出合計は、852 万円です。

歳入歳出差引額 177 万円は、翌年度へ繰り越しました。

以上で、議案第 111 号 令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計の決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審査の程よろしくお願い申し上げます。